

## <請求の趣旨>

請求の趣旨は、1. 保険医療機関が、患者から健康保険法3条13項に規定するマイナンバーカードによる電子資格確認により療養の給付を求められた場合に、（1）電子資格確認によって療養の給付を受ける資格確認義務がないこと、（2）そのためにあらかじめ必要な体制を整備する義務がないこと、の2点を確認すること。2. 違憲・違法な省令制定とそれに関連した政府の動向による保険医としての職業活動またはその継続に対する不安のための精神的苦痛による損害賠償の請求です。

## <原告団への参加に係るQ&A>

Q 1：原告団になると、オンライン資格確認そのものに反対することになりますか？

A 1：いいえ。オンライン資格確認そのものに反対しているわけではありません。十分なシステムの構築をしないまま、違法な省令によって、強権的に保険医に対して「義務づけ」をしたことに反対しているのです。

Q 2：既に光回線を引き、カードリーダーの申し込みを済ませておりオンライン資格確認等の準備は済ませているのですが、原告団に参加することはできますか？

A 2：参加できます。今回の訴訟は、患者から電子資格確認により療養の給付を求められた場合に（1）電子資格確認によって療養の給付を受ける資格確認を実施すること、および（2）そのためにあらかじめ必要な体制を整備すること、を定めた省令（療養担当規則）に従う義務が存在しないこと、を確認するための訴訟です。オンライン資格確認等システムの準備がすでに終わっていたとしても、2023年4月以降の「義務化」に同意できない先生は、原告に加わることができます。

Q 3：原告になると、何らかの必要な役務が生じるのでしょうか？

A 3：負担は一切生じません。出廷や記者会見等の対応は代理人の弁護団か、会長や担当理事が行います。原告の先生方には裁判の経過を隨時お伝えいたします。必要な諸経費は東京保険医協会が負担します。

# 【東京保険医協会 資料】「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」

## <原告団への参加に係るQ&A>

Q 4 : 原告に手上げしたいのですが、氏名の公表があると躊躇します。

匿名で原告団に参加することはできますか？

A 4 : 対外的に公表する際には匿名化することは可能ですが、裁判所に提出する書類については、匿名化はできません。裁判所には訴状本体に添付する原告の氏名、住所を記載した当事者目録を提出する必要があります。しかし、記者会見やメディアに提訴を報告する際には原告団の当事者目録は添付しません。

Q 5 : ①原告には東京保険医協会の会員以外も原告になれますか？②また医師以外の従業員等も原告団に加わられるのでしょうか？

A 5 : ①原告になれます。②原告団に参加できません。今回の裁判は、「義務化」を定めた省令の対象となる保険医療機関の保険医である医師、歯科医師が原告になります。したがって、保険医療機関に従事する保険医であれば東京保険医協会の会員以外であっても原告に加わることができます。逆に、医師、歯科医師ではない保険医療機関の従業員は原告団に加わることはできません。

Q 6 : 訴訟代理人（弁護団）に加わっている弁護士について教えてください。

A 6 : 現在、弁護団は以下の4人です。喜田村洋一弁護士（ミネルバ法律事務所）、二関辰郎弁護士（新平河町法律事務所）、牧田潤一朗弁護士（原後綜合法律事務所）、小野高広弁護士（原後綜合法律事務所）喜田村弁護士：ニューヨーク州弁護士でもあり、公益社団法人自由人権協会の代表理事で、憲法訴訟ではレペタ訴訟や在外日本人選挙権訴訟での実績がある日本を代表する弁護士です。二関弁護士：ニューヨーク州弁護士でもあり、憲法訴訟では喜田村弁護士とともに在外日本人選挙権訴訟の弁護団でした。日弁連情報問題対策委員会委員長や最高裁判所司法研修所教官や第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会委員長などを歴任されています。牧田弁護士：個人情報保護法に関する実務経験豊富な弁護士で、同法に関するセミナー、講演、論文、書籍、米国情報自由法やプライバシー保護に関する論文、書籍の執筆が多数あります。小野弁護士：2021年3月まで慶應義塾大学大学院法務研究科助教務を務めた法律家で、個人情報保護法に関する実務経験や医療関連の法律実務経験もあります。